

吹田市高齢者向け配食サービス事業者一覧表の作成に係る基準を定める要領

(趣旨)

第1条 この基準は、吹田市高齢者向け配食サービス事業者（以下「事業者」という。）一覧表（以下「一覧表」という。）の作成について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 高齢化の進展に伴い、今後利用の需要が見込まれる配食サービス事業者の情報を提供することで、高齢者に対しフレイル状態の一因である低栄養に関する予防意識の醸成を図るとともに、あわせて配食サービス事業者に対して吹田市高齢者見守り体制づくり協力事業者への登録を推奨することにより、高齢者の健康及び地域生活における福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この基準において、事業者とは、一覧表作成の趣旨に賛同し、当該一覧表への掲載を希望した事業者とする。

(一覧表掲載にかかる事業者の要件等)

第4条 一覧表に掲載する事業者は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 利用者との契約等に基づき、安定して配食サービス事業が実施でき、かつ掲載応募時点において吹田市内在住の高齢者を対象に配食の実績がある者。
- (2) 飲食店営業もしくはそうざい製造業の許可を受け、生産物賠償責任保険等に参加している者。
- (3) 地域高齢者等の健康支援を推進する配食事業の栄養管理に関するガイドラインに基づき事業を実施している者。
- (4) 公衆衛生に関する法律（食品衛生法・栄養士法・健康増進法・調理師法）を遵守している者。
- (5) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）等、関係法令を遵守している者。
- (6) その他市長が特に必要と認めた者。

(掲載の申請等)

第5条 一覧表作成の目的を了解し、一覧表への掲載を希望する者は、吹田市高齢者向け配食サービス事業者一覧表掲載申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市が定めた期間に市長に提出するものとする。

- (1) 飲食店営業（もしくはそうざい製造業）許可証の写し
- (2) 生産物賠償責任保険証の写し
- (3) 利用申込書等、事業者と利用者間において使用する書式一式
- (4) 事業内容を紹介しているパンフレット等
- (5) 食品衛生監視票（保健所食品衛生監視員から採点を受けている場合）

2 市長は、前項の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、事業者から一覧表の掲載に必要な事項について情報収集し、一覧表に掲載するとともに、作成した一覧表を市のホームページで公表するものとする。

（掲載の決定等）

第6条 市長は前条の申請書等の提出があったときはその内容を審査し、必要な調査等を行った上で、一覧表への掲載の可否を決定し、吹田市高齢者向け配食サービス事業者一覧表掲載決定通知書（様式第2号）又は吹田市高齢者向け配食サービス事業者一覧表掲載申請却下通知書（様式第3号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（その他）

第7条 この基準に定めるもののほか、見守り体制づくりにおける配食サービス事業者一覧表作成に関して必要な事項は、福祉部長が別に定めるものとする。

附 則

この基準は、令和4年8月10日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年7月1日から施行する。